

松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託
評価基準書

令和 8 年 9 月

松伏町 行財政課

【基本方針】

松伏町の現行情報系サーバは令和３年に導入し、老朽化による更新時期を迎えることから、次期システムへの移行を検討するものである。本業務は単なるサーバの更新にとどまらず、情報セキュリティの強化、運用負荷の軽減による行政ＤＸの推進及びＢＣＰ対策の抜本的な見直しを一体的に実現することを目的とする。

本業務を確実に実施するためには、クラウド基盤の構築及び運用実績を持つ事業者のノウハウを最大限に生かすことが不可欠である。

したがって、事業者選定では、価格面だけではなく、事業者からの提案内容を踏まえて評価し、本町の情報セキュリティ強化、ＢＣＰ対応及び運用負荷軽減に適したクラウド基盤の構築及び運用保守を行うことができる事業者を選定することが望ましいと考え、プロポーザル方式により「提案面」と「価格面」の２つの視点から評価する。

１ 評価項目

（１）提案面の評価

提案内容を、企画提案書により評価する。

（２）価格面の評価

提案見積書より、初期構築費及び保守運用費を評価する。

２ 評価方法

（１）評価方法

企画提案書、提案見積書の記載内容の評価を点数化する。

（２）配点

評価方法及び配点は、次のとおりとし、満点は１００点とする。

評価項目		主な評価内容	評価者
提案点 85点	企画提案書	・提案するシステムの導入実績 ・クラウド移行についての考え方 ・情報セキュリティ要件 ・災害時に関する考え方 ・データ移行についての考え方 ・運用保守についての考え方 ・プロジェクト体制及び管理方法 ・プロジェクト責任者の能力 ・実施スケジュール ・追加提案	審査員
価格点 15点	提案見積書	・提案金額	算定式

(3) 算定方法

ア 提案点（企画提案書）

企画提案書については、審査員が「企画提案評価票」に基づき評価する。

※**審査員**（行財政課長、行財政課主幹、文書情報担当のうち情報システム担当者2人の計4人を予定）

評価	判断基準	点数
A	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。（優れている）	1.0
B	平均的な内容である。（普通）	0.6
C	項目は記述されているが、内容が乏しい。 または、一部内容が欠けている。（劣っている）	0.2

【提案点の算出方法】

- ・ 評価項目ごとに、A～Cの判定を行う。
- ・ 下記（4）のとおり項目ごとに配分された点数に、上記倍率を乗じて、各項目の点数を算出する。
- ・ 全ての項目の評価得点を合計した総点数を最終得点とする。
- ・ 出席した審査員が算出した各評価項目の得点を平均し、合計した得点を提案点とする。

- ・ 評価項目ごとに、小数点以下第1位までを有効とし、小数点以下第2位以下は切り捨てる。

イ 価格点

- ・ 価格点については、提案見積書の金額（初期構築費と保守運用費の合計額）を下記の算出方法に基づき評価する。
- ・ 小数点以下第1位まで有効とし、小数点以下第2位以下は切り捨てる。

【価格点の算出方法】

算出式 価格点＝配点×（最低提案価格／提案価格）

（４）評価基準の詳細（提案点）

提案点における各評価項目の配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点	配点
① 提案するシステムの導入実績	・ 同規模自治体（人口3万人前後）への導入実績があるか ・ 7年以内の実績があり、安定した稼働実績があるか	5点
② クラウド移行についての考え方	・ 本町の現状（オンプレミス環境）を踏まえた課題認識と解決方針が具体的か ・ 提案するクラウドサービスの概要（サービスモデル、リージョン等）が適切に示されているか ・ 国内リージョンでのデータ保存、及び処理が明確に担保されているか ・ ネットワーク構成図が具体的かつ分かりやすく示されているか	10点
③ 情報セキュリティ要件	・ 「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託仕様書」のセキュリティ要件を実現する手法が具体的か ・ 提案するクラウドサービスが取得している第三者認証・セキュリティ認証（ISMAP登録等）が記載されているか	10点

	- 不正アクセス、サイバー攻撃への具体的な防御策、検知及び対応体制が示されているか - アクセス権限管理及びログ管理の方針又はその手法が明確か	
④ 災害時に関する考え方	- 庁舎被災、回線断絶、クラウド障害の各ケースへの対応が具体的か - SLA（稼働率、RTO、RPO等）が明確に示されているか - バックアップの取得方法、頻度、保存世代数、冗長化が十分か - その他想定リスクへの対応が示されているか	10 点
⑤ データ移行についての考え方	- 現行オンプレミス環境からクラウド環境へのデータ移行手法が具体的か - 効率的な移行ツール、又はその手法が示されているか - 移行時の確認、検証方法及びその作業量が具体的に示されているか - 切り戻し手順及び並行稼働方針が明確か - 職員の負担軽減策が具体的か	10 点
⑥ 運用保守についての考え方	「松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託仕様書」の運用保守要件を実現する手法が具体的か - 障害発生時の対応手順、連絡体制及び復旧目標が明確か - セキュリティパッチ、バージョンアップ等のメンテナンス方針が示されているか - 契約終了時のデータ返還、削除手順が明確か - 安全な遠隔保守（リモート保守）を実現するための設備・ネットワーク構成及びセキュリティ対策が具体的か	10 点

⑦ プロジェクト体制及び管理方法	・ プロジェクト実施体制（構築及び移行期間、稼働後の運用保守期間別）が明確か ・ 外部組織、協力会社の役割、作業分担、責任範囲及び指揮系統が示されているか ・ 従事者の経験、役割及び専従兼務の別が明確か ・ 仕様確定、仕様変更、進捗管理及び各種検証等の手順が具体的か ・ 本町と事業者の役割分担及び責任範囲が明確か	10 点
⑧ プロジェクト責任者の能力	・ プロジェクト責任者の業務経験及び保有資格等が本業務遂行に十分か ・ 同種業務（自治体クラウド導入等）の実績が豊富か	5 点
⑨ 実施スケジュール	・ 令和 9 年 1 0 月 1 日の稼働に向けた各工程の完了期限が明示されているか ・ 貴社と本町の作業内容が明確に区分されているか ・ 職員の作業負担軽減に配慮したスケジュールとなっているか	10 点
⑩ 追加提案	・ 提案費用の範囲内で実現可能な有益な追加提案があるか ・ 本町の課題解決に資する独自の工夫や提案が含まれているか	5 点

（５）最低評価基準

提案点（企画提案書）が、配点の 6 0 パーセント未満の事業者は失格とする。

また、実施要領に定めるとおり、優先交渉権者は、評価点の合計が 6 0 点以上とする。

3 優先交渉者の決定方法

（１）各評価の点数を合計し、最も点数が高い事業者を優先交渉権者の候補者とする。

なお、合計点数が同点の場合には、提案点の高い事業者を優先交渉権

者の候補者とする。

(2) 優先交渉権者と契約締結に向けた個別交渉を行う。

なお、優先交渉権者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点の提案事業者と個別交渉を行う。

4 その他

本評価基準に基づく審査は、松伏町次期情報系サーバ構築保守業務委託企画提案実施要領の規定と一体的に運用するものとする。

提出書類に虚偽の記載が判明した場合、評価結果にかかわらず失格とし、既に優先交渉権者として選定されていた場合であっても契約締結は行わない。

審査結果、選考方法及びその内容等についての異議申し立て並びに問い合わせには、原則として応じない。